

議案第36号

日野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日野町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月9日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町職員の給与に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

再任用職員と会計年度任用職員との均衡を図るため期末手当及び勤勉手当の支給率の改正を行う。

2 改正内容

○期末手当の支給率の引上げ

再任用職員 支給月数を1. 1月引上げ（現行1. 4月⇒改定2. 5月）

○勤勉手当の支給率の引上げ

再任用職員 支給月数を1. 1月引上げ（現行1. 0月⇒改定2. 1月）

3 附則

・公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（参考）

		6月期	12月期
令和7年度 期末手当 【改正前】	職員 再任用職員	1. 25月 0. 7月	1. 25月 0. 7月
令和7年度 期末手当 【改正後】	職員 再任用職員	1. 25月 1. 25月	1. 25月 1. 25月

		6月期	12月期
令和7年度 勤勉手当 【改正前】	職員 再任用職員	1. 05月 0. 5月	1. 05月 0. 5月
令和7年度 勤勉手当 【改正後】	職員 再任用職員	1. 05月 1. 05月	1. 05月 1. 05月

日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 略 2 略 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在(退職、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(期末手当) 第19条 略 2 略 3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の70を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

3～5 略	(1) <u>前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額</u> (2) <u>前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</u> 3～5 略
--------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。